



Rotary

源流セミナーIN 宮崎

2026.07.11

ロータリー「決議 23-34」の100年史

手続要覧から読み解く「社会奉仕に関する1923年の声明」の変遷と奉仕哲学

国際ロータリー2740地区 職業奉仕委員長 岩谷 正彦

主要参考資料

「ロータリー問答：決議23-34の見直し」1992 菅野多利雄 「決議23-34への熱き思い」2008 小沢和彦、渡辺好政

「社会奉仕に関する1923年の声明」2010 黒田正宏 「決議23-34」2023 鈴木一作



歴史を紐解く「素朴な疑問」

「社会奉仕に関する1923年の声明」を読んだ際、なぜ第1項～第3項は社会奉仕と関係ない内容が記されているのか、違和感を覚えました。その答えは100年前の採択時の表題にあることに気づきました。



ロータリーにおける「決議23-34」

1923年のセントルイス国際大会で採択された「第34号決議」であることから、今でもこの名で呼ばれ、ロータリーの“不変の原点”として大切にされています。

ロータリーの本質を単なる慈善団体ではなく、「一つの人生哲学」とであると定義しました。人間が誰しも持つ「自分の利益を求めたい欲求(利己)」と「他人のために尽くしたい義務感(利他)」の矛盾を調和させるものがロータリーの哲学(=「超我の奉仕」)であるとしています。

ロータリーの社会奉仕の基本は、「ロータリアンが個人として、それぞれの職業や地域社会で奉仕を実践すること」である。

クラブが行う団体活動は、会員に奉仕の精神を学ばせるための「実例(サンプル・実験室)」に過ぎない。

クラブの自治権: 地域社会のニーズに合わせて、どのような奉仕活動を行うかは各クラブが決定する絶対的な権限を持つ。

重複の禁止: すでに他の団体が立派に行っている事業と、仕事が重複するような活動をしてはならない(現存の機関を活用・協力するのが望ましい)。



タイトルと内容の「乖離」の謎

現在の声明の違和感

現在の声明はタイトルに「社会奉仕」を冠していますが、

第1項～第3項はロータリーの定義、奉仕の哲学、クラブや国際ロータリー（RI）の役割に終始し、直接的な「社会奉仕」には全く触れていません。

この内容のズレが多くの読者に違和感を与えているような気がします。



タイトルと内容の「乖離」の謎

1923年採択時の「本来の表題」

採択時の表題は「綱領(ロータリーの目的)に基づく諸活動に対する方針を再確認し、国際ロータリーとクラブにおける今後の手引きとなる原則を定める件」でした。実は本来の表題に「社会奉仕」の言葉は一切なく、内容との乖離は、ありませんでした。



100年に及ぶ主要な変遷

- 1923年 セントルイス国際大会にて「決議34号(決議23-34)」が採択される。
元々の表題・内容には乖離なし。
- 1926年 公式タイトル「社会奉仕活動に対する方針」に決定。
序文が社会奉仕主体に改訂され、乖離が発生。
- 1992年 「1992年の声明」の追加に伴い、
本決議は「社会奉仕に関する1923年の声明」と名称を変更。
- 2013年 度重なる削除危機を乗り越え、RI理事会は「歴史的価値がある
ため掲載する」とし、歴史遺産として扱いを継続。



1923年当時の「社会奉仕」の真意

手続要覧によれば、社会奉仕とは「個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理念を適用することを奨励、育成すること」とあります。

これは現代の「地域ボランティア」のような限定的活動ではなく、1920年代当時は「社会全般（家庭、職場、地域、国）に対する様々な奉仕」を総称して「社会奉仕」と表現していました。

つまり、当時は人生や職業におけるすべての奉仕哲学が『社会奉仕』そのものであったため、第1項から第3項に哲学や組織の定義が述べられていても何ら矛盾はなかったのだと思います。



採択時と現代の構成比較

1923年採択時（決議23-34）

【序文】 決議23-34の意義にのみ焦点を当て、社会奉仕の言葉はなし。

【1～3項】 奉仕哲学の定義、クラブとロータリアンの義務、RIの果たすべき役割と境界線を規定。

【4～6項】 奉仕実践の重要性、クラブの自主決定権、そして団体行動時の指針を提示。

採択時と現代の構成比較

現代手続要覧(2022年版)

【序文】

歴史的価値(2016年～追加)。

1926年に追加された「社会奉仕の定義」はそのまま残る。

【1～3項】

原文をほぼ踏襲。

【4～6項】

クラブが団体行動をする際の大幅な制約
(1936・1964年追加)が盛り込まれ、原文より厳格化。

モットー抹消の危機と復活

2

回

第二モットーの抹消
(2001, 2004)



モットー抹消の危機と復活

「HE PROFITS MOST...」を巡る攻防

手続要覧の歴史において、2001年版と2004年版の2回だけ、第1項の最後にある「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる（HE PROFITS MOST WHO SERVES BEST）」の実践的倫理原則が突如として抹消されました。

これは第二モットーそのものを歴史から排除しようとするRIの動きの現れでしたが、日本をはじめとする世界的な猛反発により、2007年版で見事に復活を遂げ、それ以降守り続けられています。



自主決定権とRIの優位性をめぐる違い

1923年声明(決議23-34): クラブの自主決定権の確保

社会奉仕におけるクラブの完全な「自主決定権」を保証。

RIによる画一化を拒み、

クラブが地域社会に合わせた自律的な活動を決定する権限を確立しました。



自主決定権とRIの優位性をめぐる違い

1992年声明：RIの指導性の強化

1992年の声明では自主決定権の文言はなく、クラブに対するRIの管理や優位性が強く読み取れる内容となっており、1923年声明とは思想的に一線を画します。



自主決定権とRIの優位性をめぐる違い

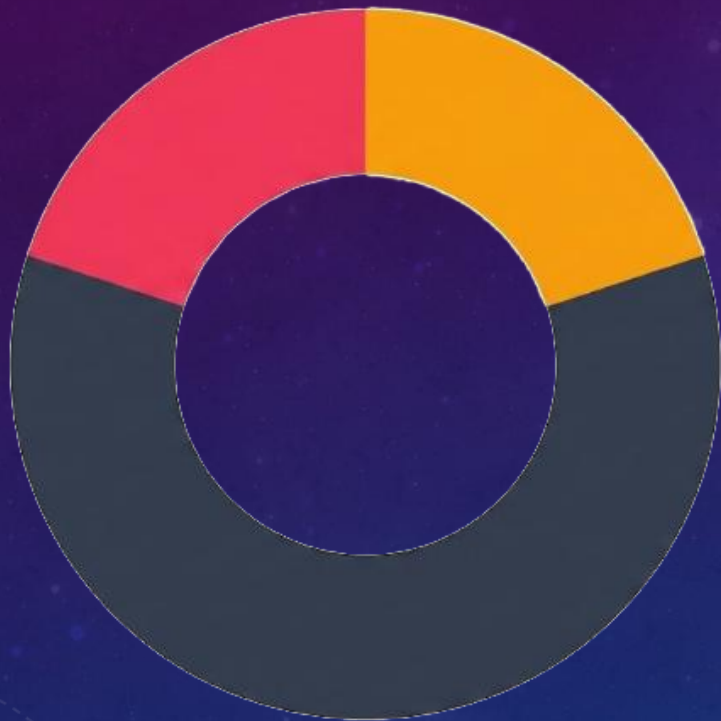
ベテラン会員たちの「誇り」

ロータリーが中央集権化(RI主導)する中、クラブの独立と尊厳を保障した

「決議23-34」は、ベテラン会員の大きな心の拠り所(誇り)であり続けました。



現代ロータリーにおける第2～6項の評価



完全合致・不変 (第1項: 20%)

一部不適合 (第2-5項: 60%)

自主決定権やクラブの定義など、
現代の活動実態と合致しない点がある。

現代と相容れない (第6項: 20%)

大規模な団体社会奉仕への強い制約。
現代のボランティア像とは相反する。

「奉仕の対象」の範囲の捉え方

1923年当時: ロータリアンが「家庭」「職場」「地域社会」「国家」のあらゆる場面で奉仕の理想を実践することすべてを「社会奉仕」と呼んでいました。
つまり、職業奉仕も国際奉仕も内包するような「生き方そのもの」を指していました。

現代: 現在のロータリーでは、奉仕活動は「五大奉仕(クラブ、職業、社会、国際、青少年)」に明確に分類されています。現代の定義で「社会奉仕」というと、公園の清掃や福祉施設への寄付など「地域社会(COMMUNITY)」への活動のみを指すため、声明の第1項-第3項にあるような「組織の哲学」まで含んだ内容は、現在の「社会奉仕」という枠組みからはみ出しているように思えます。

Rotary



「団体的行動」に対する厳格な制限

1923年当時: 当時は「ロータリーは教育的・精神的な組織であり、実務的な慈善団体になるべきではない」という強い意見がありました。そのため、「他でできることは他に任せる」「どうしても必要な時だけ、全会員の合意の上で、名前を出さずに短期間だけ協力する」といった、非常に消極的な指針が示されていました。

現代: 現在のロータリーは「行動人 (PEOPLE OF ACTION)」を掲げ、ポリオ根絶活動や大規模なグローバル補助金プロジェクトなど、ロータリーの名前を前面に出して、長期間にわたり主体的に活動することを推奨しています。そのため、23-34にある「団体行動は控えるべき」というニュアンスは、現代の実践とは正反対になっています。

「国際性」と「地域性」の力関係

1923年当時: この決議が採択された時代は、国際ロータリー (RI) という組織がまだ若く、各クラブが自分たちの自主性を強く主張していました。そのため、声明には「RIが各クラブに特定の社会奉仕を強制してはならない」といった、本部の介入を拒むような強い自治の論理が含まれています。

現代: 現代では、重点分野(水と衛生、疾病予防など)に基づいた戦略的なプロジェクトを全世界で協力して進める体制が整っています。クラブの自主性は尊重されつつも、国際的な大きな目標に向かって連携することが一般的であるため、当時の「干渉を拒む」ようなトーンは時代に合わなくなっています。



ロータリーの分裂危機を救った「決議」

当時、決議23-34は単なる歴史書ではありませんでした。

「個人・職業奉仕の推進派」と「団体・社会奉仕の推進派」の
激しい論争に終止符を打った、

偉大なる妥協の産物(第4項～第6項)だったのです。

これがなければ、ロータリーは分裂していたかもしれません。



GUY GUNDAKERのロータリー観

1923年採択当時、GUY GUNDAKERはRI会長エレクトの任に就いておられました。

本決議の思想、特にクラブ義務、団体奉仕の自粛指針、
1926年に改訂された序文には、彼が1916年に執筆した
ロータリーの基本書『A TALKING KNOWLEDGE OF ROTARY』の
哲学がそのまま写し取られています。

この歴史的気概に触れることができ
私自身、ロータリーをより深く理解できたように感じることができました。
このような機会を与えてくださった、本日参加の皆様に感謝いたします。



伝統を学び、未来へ繋ぐ

100年前のロータリアンが、組織の方向性と自主独立を巡って対峙し確立した「決議23-34」。

その歩みを学ぶことは、ロータリーの目的を深く愛する確固たる礎となるのではないかと考えます。



Rotary

源流セミナーIN 宮崎

2026.07.11

ロータリー「決議 23-34」の100年史

手続要覧から読み解く「社会奉仕に関する1923年の声明」の変遷と奉仕哲学

ご清聴ありがとうございました

国際ロータリー2740地区 職業奉仕委員長 岩谷 正彦

主要参考資料

「ロータリー問答：決議23-34の見直し」1992 菅野多利雄 「決議23-34への熱き思い」2008 小沢和彦、渡辺好政

「社会奉仕に関する1923年の声明」2010 黒田正宏 「決議23-34」2023 鈴木一作